

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の年間自殺者数は、平成 10 年に急増し、その後も 3 万人前後と高い水準が続いていました。このような状況から国は、平成 18 年に「自殺対策基本法¹」（以下「基本法」という。）、平成 19 年には「基本法」にもとづき政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、自殺対策が始まりました。

平成 22 年以降、自殺総合対策により自殺者数は減少しましたが、今なお 2 万人を超える水準で推移しています。「基本法」の施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年には「基本法」が改正され、自殺対策を地域レベルで推進していくこととし、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

青梅市では、平成 29 年に改正された「大綱」にある、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されることを基本理念に、自殺には多様かつ複合的な原因および背景があることを踏まえ、自殺対策を保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、本計画を策定します。

¹ 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成 18 年 6 月 21 日に公布、同年 10 月 28 日に施行。施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年 3 月に改正、同年 4 月 1 日に施行された。

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. **実践と啓発を両輪として推進する**
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

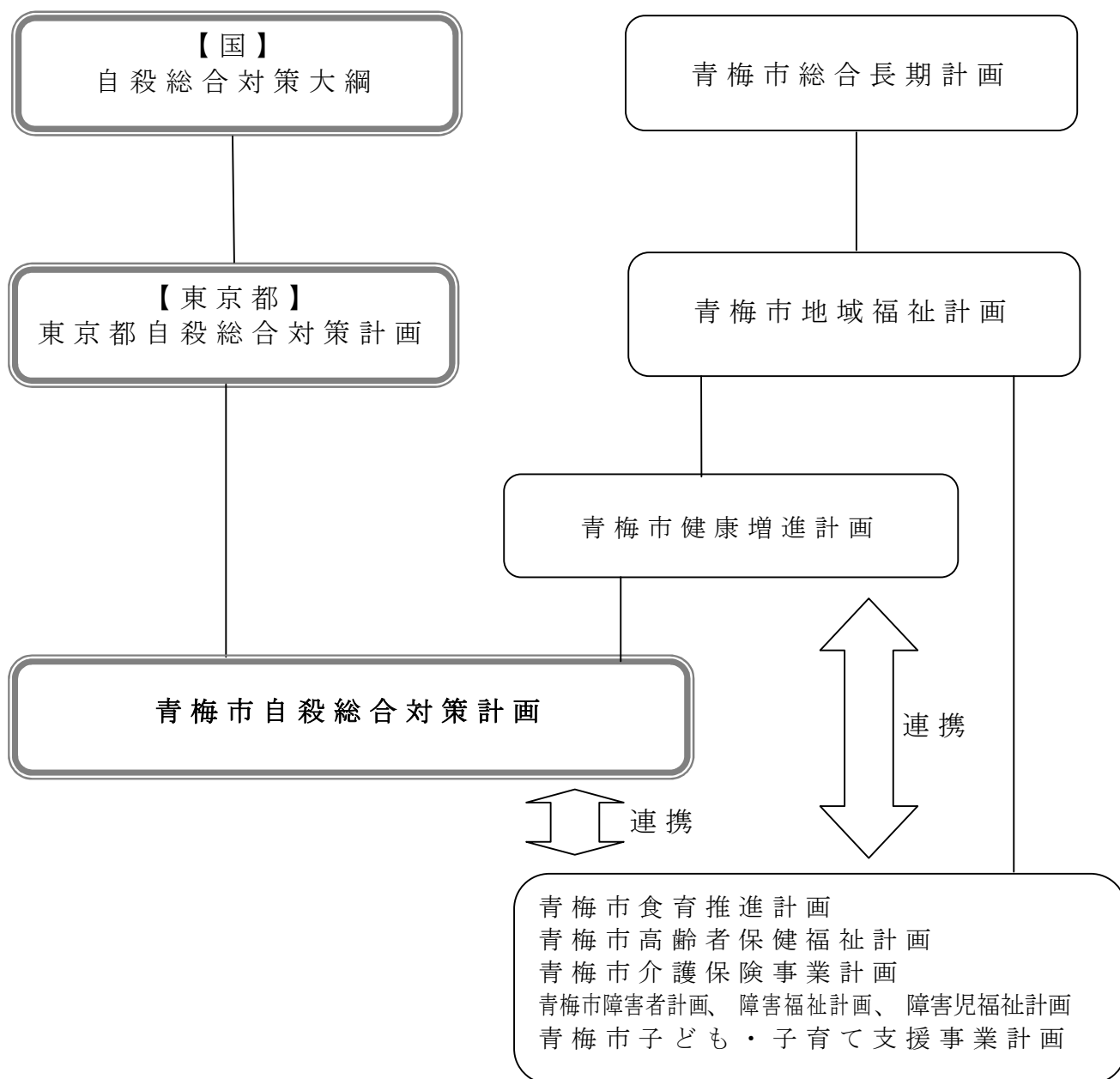
(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 計画の位置づけ

本計画は、「基本法」第13条第2項にもとづく「市町村自殺対策計画」で、青梅市の自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるものです。国の大綱や東京都の「東京都自殺総合対策計画」を踏まえるとともに、「青梅市総合長期計画」の部門計画のひとつである「青梅市健康増進計画」にもとづく、からだところろの健康づくりと連動する計画として策定するものです。



3 青梅市の自殺対策の考え方

- 市民の主体的な健康づくりやつながりを醸成し、対策を進めます。
- 市民だけではなく、青梅市を訪れる観光客等も広く自殺対策の対象者として捉えていきます。
- 全庁的な取り組みとして、各部署で所管する自殺対策に関わる取り組みを推進します。

4 計画期間

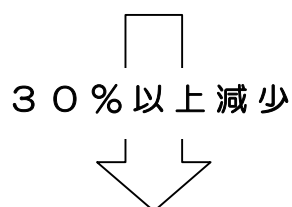
本計画期間は、次期の改定を健康増進計画に合わせるため、平成31（2019）年度から平成36（2024）年度までの6年間とします。

ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、適宜内容の見直しを行うこととします。

5 数値目標

大綱における全国の数値目標に合わせ、青梅市においても平成38（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標とします。

平成27（2015）年の自殺死亡率20.6



平成38（2026）年までに14.4以下